

「身体障害者リハビリテーション研究集会 2017」開催要項

- 1 目 的 全国の身体障害者施設や身体障害者更生相談所に勤務する職員等が、障害者の支援に関する諸問題、地域におけるリハビリテーションのあり方などについて研究発表を行い、障害者の支援やリハビリテーションの向上を目指すことを目的とする。
- 2 主 催 全国身体障害者更生施設長会
全国身体障害者更生相談所長協議会
国立障害者リハビリテーションセンター
- 3 後 援 愛知県、名古屋市（予定）
- 4 開催日時 平成29年11月 9日（木） 10：00～18：00
10日（金） 9：00～13：00
- 5 会 場 ウィルあいち
住所：〒461-0016 名古屋市東区上堅杉町1番地
TEL：052-962-2511
地下鉄市役所駅2番出口より東へ徒歩約10分
- 6 内 容
 - (1) テーマ
「自分らしく生きる」を支援し、つくり出す地域社会を目指して
～障害者支援施設が専門性を活かした地域体制を整えるには～
 - (2) 基調講演
「高次脳機能障害の家族との出会いで気がついたこと」
～わたしたちのこれからの動きと役割について～
社会福祉法人 グロー 理事長 北岡 賢剛
 - (3) 行政説明
「障害保健福祉施策の動向と平成30年報酬改定について」
～すぐそこに法改正も報酬改定も～
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉課 障害福祉専門官 秋山 仁
 - (4) 特別講演
「我が事・丸ごと」～地域での実践方法～
厚生労働省 政策統括官参事官室 政策企画官 野崎 伸一

(5) シンポジウム

「地域での社会・生活リハビリテーションの実践方法」

～都市型と地域型（面的整備の可能性）、我が事・丸ごと、地域包括ケアの流れの中で
障害者支援施設の専門性をどのように整理し体制を整えるべきか～

シンポジスト

中国四国厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課長 高原 伸幸
医療法人 白山会 白山リハビリテーション病院 病院長 安田 敬志
千葉リハビリテーションセンター更生園 支援部 自立支援科長 寺内 勲
特定非営利活動法人 楽笑 理事長 小田 泰久

助言者

（前出） 野崎 伸一 政策企画官、秋山 仁 障害福祉専門官

進行

名古屋市総合リハビリテーションセンター 自立支援部長 鈴木 智敦

(6) 研究発表

区分Ⅰ プログラムに関する取り組み
区分Ⅱ 機関・地域連携と相談支援（地域移行等）に関する取り組み
区分Ⅲ 就労支援に関する取り組み
区分Ⅳ 人材育成・広報・業務効率化に関する取り組み
区分Ⅴ 更生相談所に関する取り組み

※エビデンスに関する取り組みや機関連携、区分Ⅳの発表も積極的にエントリーしてください。

※区分Ⅰ～Ⅴのエントリーの有無を確認したい場合は大会事務局にお問い合わせください。

※ご参加になりたい研究発表の区分をお選びいただきますが、会場の規模によりご希望に
添えず変更をお願いすることもありますので、ご協力ください。

※発表の申し込み状況により、内容を変更させていただくことがございます。ご了承ください。

7 スケジュール 別紙のとおり

8 研究発表申し込み

~~(1) 発表申込締切 平成29年8月10日(木)~~

~~(2) 原稿締切 平成29年9月8日(金)~~

(3) 申し込み方法

発表希望者は、研究発表区分を選択し、発表題目を決め、『研究発表申込書』にて、
「身体障害者リハビリテーション研究集会 2017 大会事務局」小木曾・杉山まで申
し込みください。

「研究発表原稿作成要領」を同封いたしますので、発表希望者はご確認の上、ご提出
ください。

(4) その他

ア 発表時間は、10分を厳守してください。質疑応答の時間は2分とします。

(※当日使用予定 PC・OS : Windows、ソフト : PowerPoint2013)

イ 申し込み状況や発表内容によっては、研究発表区分の変更をお願いすることもありますので、ご協力ください。

9 研究集会参加申し込み

~~(1) 申込締切~~ 平成29年8月10日(木)

(2) 参加費 一人 6,000円 (意見交換会・懇親会の費用はのぞく)

(3) 申し込み方法

- ・発表者の方も研究集会への参加申し込みは別途必要となります。
- ・全国身体障害者更生施設長会幹事会・総会にご出席する方も研究集会への参加申し込みは別途必要となります。
- ・申込者の個人情報は、大会事務局及び当事務局が指名する東武トップツアーズ(株)名古屋支店ののみが取り扱います。また、ご提供いただいた情報は、本研究集会以外には使用いたしません。

(4) その他

オープン参加について、本会員の申し込み締め切り後の8月中旬(予定)に募集いたします。定員の状況により、お断りさせていただく場合もございます。

10 意見交換会・懇親会

(1) 参加費 一人 5,000円

(別紙、『参加・宿泊等申込書』にてお申し込み下さい)

(2) お互いの取り組みや課題について、情報交換や意見交換の場を設けましたので、皆様ふるってご参加ください。

11 参加者数(予定) 250人(オープン参加含)

参加希望者は別紙『参加・宿泊等申込書』に必要事項を記入の上、
東武トップツアーズ(株)名古屋支店に郵送またはFAXでお申し込みください。

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-18-25 丸の内KSビル11F

FAX : 052-232-1968

担当 : 足立、鈴木

※車いすご利用の方や手話通訳ご希望の方は、参加申込書の<備考欄>にご記入ください。

※会場の駐車場は有料であり、数に限りがございます。あらかじめ、ご了承ください。

12 次回開催予定

日時 : 平成30年11月15日(木) ~ 16日(金)

場所 : 国立障害者リハビリテーションセンター

事務局 : 同上

1 3 開催要項について

近日中に名古屋市総合リハビリテーションセンターのホームページにて開催要項を掲載予定です。

1 4 事務局連絡先

身体障害者リハビリテーション研究集会 2017 大会事務局

〒467-8622 愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地の2

名古屋市総合リハビリテーションセンター

自立支援部 生活支援課 担当：小木曾・杉山

TEL：052-835-4193（直）

FAX：052-835-3745（代）

E-mail：sisetu1@nagoya-rehab.or.jp

身体障害者リハビリテーション研究集会2017 スケジュール

11月9日(木)【第1日目】

11月10日(金)【第2日目】

<p>受付 (9:30 ~ 10:00)</p>	<p>受付・事務連絡 (9:00 ~ 9:30)</p>
<p>開会式 (10:00 ~ 10:30)</p>	<p>特別講演 (9:30 ~ 10:30) 「我が事・丸ごと」 ～地域での実践方法～</p>
<p>講演 (10:30 ~ 11:20) 「高次脳機能障害の家族との 出会で気がついたこと」 ～わたしたちのこれからの 動きと役割について～ 社会福祉法人 グロー 理事長 北岡 賢剛</p>	<p>厚生労働省 政策統括官参事官室 政策企画官 野崎 伸一</p>
<p>行政説明 (11:20 ~ 12:10) 「障害保健福祉施策の動向と 平成30年報酬改定について」 ～すぐそこに法改正も報酬改定も～ 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害福祉専門官 秋山 仁</p>	<p>シンポジウム (10:45 ~ 12:30) 「地域での社会・生活 リハビリテーションの実践方法」 ～都市型と地域型(面的整備の可能性)、我が 事・丸ごと、地域包括ケアの流れの中で障害者 支援施設の専門性を地域の中でどのように整理 し体制を整えるべきか～</p>
<p>昼食・休憩 (12:10 ~ 13:15)</p>	<p>シンポジスト 中国四国厚生局 健康福祉部 地域包括ケア推進課長 高原 伸幸 白山リハビリテーション病院 病院長 安田 敬志</p>
<p>研究発表 (13:15 ~ 18:00) 区分Ⅰ プログラムに関する取り組み 区分Ⅱ 機関・地域連携と相談支援(地域移行等) に関する取り組み 区分Ⅲ 就労支援に関する取り組み 区分Ⅳ 人材育成・広報・業務効率化に関する 取り組み 区分Ⅴ 更生相談所の取り組み</p>	<p>千葉リハビリテーションセンター更生園 支援部 自立支援科長 寺内 勲 特定非営利活動法人 楽笑 理事長 小田 泰久 助言者(前出) 野崎 伸一 政策企画官 秋山 仁 障害福祉専門官</p>
<p>意見交換会・懇親会 (18:30 ~ 20:30) 会場:ウィルあいち</p>	<p>進行 名古屋市総合リハビリテーションセンター 自立支援部長 鈴木 智敦 閉会式 (12:30 ~ 13:00)</p>

11月9日(木) 13:15~18:00 研究発表詳細

区分Ⅰ：プログラムに関する取り組み 区分Ⅴ：更生相談所に関する取り組み	区分Ⅱ：機関・地域連携と相談支援（地域移行等）に関する取り組み	区分Ⅲ：就労支援に関する取り組み	区分Ⅳ：人材育成・広報・業務効率化に関する取り組み
<p>【研究発表】 プログラムに関する取り組み</p> <p>更生相談所に関する取り組み</p> <p>○助言者 厚生労働省 障害福祉課 障害福祉専門官 秋山 仁</p> <p><内容> エビデンスに関する取り組みを含め、たくさんの方の研究発表を募集します。また、今回、秋山専門官をお迎えしてご助言をいただきます。また、オープン参加として、自立訓練事業所（多機能・基準該当含む）、地域の支援機関、回復期病院などの参加も歓迎します。</p>	<p>【講演】 「障害者支援施設と相談支援（仮）」 ～連携強化をどうしていくのか～ 厚生労働省 障害福祉課 相談支援専門官 大平 眞太郎</p>	<p>【講演】 「障害者の就労支援施策の動向について」 ～就労定着支援の創設に向けて～ 厚生労働省 障害福祉課 就労支援専門官 村山 奈美子</p>	<p>【施設運営に関するアンケート調査の結果報告】</p> <p>【実践報告とグループディスカッション（情報交換会）】 ①人材育成 ②広報 ③業務効率化</p> <p>全体共有</p> <p><内容> 人材育成や広報、業務効率化に関する取り組みの実践報告やグループディスカッション（情報交換会）を開催します。法人における他部門多職種間の連携や人材育成の取り組み。また、明日から使える便利な帳票作成ツールやICT化の紹介等を予定しています。</p>
	<p>【研究発表】 機関・地域連携と相談支援（地域移行等）に関する取り組み</p>	<p>【研究発表】 就労支援に関する研究発表</p>	
	<p>【座談会】 「障害者支援施設と相談支援の連携について考える」 ～地域移行の取り組み、各機関の役割とは～</p> <p>愛知県相談支援専門員協会 代表 鈴木 康仁</p> <p>生活支援センター フリーステーションとよた 相談支援専門員 土橋 真</p> <p>厚生労働省 障害福祉課 相談支援専門官 大平 眞太郎</p> <p>名古屋市総合リハビリテーションセンター 生活支援員 福岡 良太</p>	<p>【座談会】 「地域における就労支援の在り方を考える」 ～障害者支援施設と就労支援の連携～</p> <p>高次脳機能障害支援「笑い太鼓」 高次脳機能障害者支援センター 施設長 加藤 俊宏</p> <p>株式会社 DIPPS 代表取締役社長 清水 崇志</p> <p>厚生労働省 障害福祉課 就労支援専門官 村山 奈美子</p> <p>名古屋市総合リハビリテーションセンター 就労支援課長 稲葉 健太郎</p>	

※研究発表の申込状況により、内容を変更させていただくことがございます。ご了承ください。

<会場までのアクセス>



- 地下鉄「市役所」駅 2番出口より東へ徒歩約10分
- 名鉄瀬戸線「東大手」駅 南へ徒歩約8分
- 基幹バス「市役所」下車 東へ徒歩約10分
- 市バス幹名駅1「市政資料館南」下車 北へ徒歩約5分

- ウィルあいち 愛知県女性総合センター
- 指定管理者 コングレ・愛知グループ
- 住所 〒461-0016 かみたてすぎのちょう
愛知県名古屋市東区上堅杉町1番地
- TEL 052-962-2511 FAX 052-962-2567
- MAIL will-aichi@congre.co.jp

名古屋市総合リハビリテーションセンター
 小木曾・杉山 行
 FAX：052-835-3745 (代)

身体障害者リハビリテーション研究集会 2017・研究発表申込書

発表者氏名	ふりがな	
	発表者 氏 名	
	E-mail	
職種 (○を付けてください)	生活支援員、ケアワーカー (介護福祉士・その他)、就労支援員、寮母、 ソーシャルワーカー (社会福祉士・その他)、医師、看護師、理学療法士、 作業療法士、言語聴覚士、心理職、その他 ()	
共同発表者		
所属機関名	電話	— — (内線)
	FAX	— —
発表題目及び区分 事務局で検討し区分の変更 をお願いすることもあります。 ご協力ください。	1 発表題目 2 区分 以下の希望区分に○を付けてください。 区分Ⅰ＝プログラムに関する取り組み 区分Ⅱ＝機関・地域連携と相談支援 (地域移行等) に関する取り組み 区分Ⅲ＝就労支援に関する取り組み 区分Ⅳ＝人材育成・広報・業務効率化に関する取り組み 区分Ⅴ＝更生相談所に関する取り組み	
パワーポイントの使用	1 使用する 2 使用しない (いずれかに○をしてください。)	
(通信欄) 発表等に関して、ご要望がござ いましたらご記入ください。		

申し込み締め切り

~~平成29年8月10日 (金)~~

(申し込み先)

※申し込みは郵送または FAX にてお願いします

身体障害者リハビリテーション研究集会 2017 大会事務局

〒467-8622 愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地の2

名古屋市総合リハビリテーションセンター

自立支援部 生活支援課 担当：小木曾・杉山

TEL：052-835-4193 (直) FAX：052-835-3745 (代)

身体障害者リハビリテーション研究集会 2017 研究発表原稿作成要領

1 提出原稿の形式及びページ数

研究発表の原稿作成については、各発表（1件）当たり、研究発表集録（A4版）の2ページ分の割り当てとなりますので、ご注意ください。

原稿は Microsoft Word を用い、**明朝体**で作成し、**標準10ポイント**で作成してください。（ページ数は2ページとなります。厳守してください。）

なお、作成していただく原稿は、A4版サイズ（縦長）、横書き**2段組**とし、発表題目、発表者氏名、所属機関名及び本文の割り付けについては、別紙作成見本の図のようにお願いします。

一つの方法ですが、以下の方法で進めると、比較的簡単に作成しやすいと思います。

① 事前作業

文字ポイント設定 「MS 明朝 10ポイント」

ページレイアウト

ページ設定→文字数と行数の指定 「標準の文字数を使う」

余白 「上20mm、下20mm、左20mm、右20mm」

② 発表題目などの入力

1行目…発表題目

3行目…副題

5行目…発表者氏名、（連名の場合は演者に○印）

6行目…所属機関名、（ ）で囲む

6行目までをセンタリングし、発表題目のみを14ポイントに変更する

③ 段組みの設定

8行目にカーソルを合わせる

ページレイアウト

区切り 「現在の位置から開始」

段組み→段組みの詳細設定 「種類 2段」

「段数 2」

「段の幅 21.93字」

「間隔 2.02字」

※幅はバージョンによって異なります。

(1) 発表題目・発表者氏名・所属機関名・本文の記入方法

- ア 「**発表題目**」は、**MS明朝14ポイント**、副題は普通文字で書いてください。
- イ 「**発表者氏名**」は、**第5行目**、連名の場合には、演者の氏名の前に○印を付けてください。
- ウ 「**所属機関名**」は、**第6行目**に、発表者氏名の下に**カッコでくくって**記入してください。
- エ 「**本文**」は、「所属機関名」の行から1行あけたところから（第8行目から）、書き始めてください。
- オ 「**見出しの符号**」は、次の順序で使用してください。

1

(1)

ア

(ア)

a

(a)

(2) 図と表の使用

図と表の使用についての制限はありませんが、全てが印字の枠の中におさまるようにしてください。具体的には原稿に直接書き入れるか、あるいは書いたものを縮小するなどして貼り付けてください。

(3) 研究発表集録

研究発表集録については、**提出された原稿をそのまま印刷します**ので、原稿提出に当たっては、**発表者の責任において厳正に校正をしてください。**

2 原稿の送付

(1) 原稿送付上の留意点

原稿の送付方法は、Word原稿のまま、E-mail添付文書で送付するか、CD-ROM等に保存して郵送するか、どちらかを選択してください。

(2) 原稿締め切り

平成29年9月8日(金)大会事務局必着

3 その他

(1) 研究発表については、発表の持ち時間を勘案の上、内容をまとめてください。

研究発表にパソコンとプロジェクターを使用する場合のアプリケーションは、PowerPointのみとします（※当日使用予定パソコン・・・OS：Windows、ソフト：PowerPoint2013）。当日は主催者手配のパソコンを使用させていただきます。事前にご提出いただいた発表資料をあらかじめ保存しておきます。スピーカーにはつながりませんので、楽曲や音声が含まれていても、会場内には流せません。

- (2) 発表資料の送付は、以下の2通りの方法のどちらでも結構ですが、**10月27日(金)**までに大会事務局まで送付してください。発表者ご持参のパソコンの使用及び発表当日の資料の差し替え・追加等はありませんので、ご了承ください。

〔方法1〕

発表する PowerPoint の内容を保存した CD-ROM 等を郵送してください。CD-ROM 等に発表題名、発表者氏名、所属機関名を記入してください。また、CD-ROM 等は必ずバックアップを取っておいてください。

【記入例】

発表題目 「高次脳機能障害者の現状と課題」
発表者氏名 名古屋 太郎
所属機関名 リハビリテーションセンター 自立支援部 生活支援課

〔方法2〕

発表する PowerPoint の内容を E-mail 添付文書で送付してください。メール文中にも発表題名、発表者氏名、所属機関名を記載してください。

- (3) 別紙の研究発表原稿作成の見本は、レイアウトをわかりやすくするために作成したものですので参考にしてください。
- (4) 申し込み状況や発表内容によっては、研究発表の区分の変更をお願いすることもありますので、ご協力ください。
- (5) **研究発表時に上記パソコン以外に特別に準備する物がある場合には、事前に大会事務局までご連絡ください。**

発表原稿・CD-ROM等の送付先及び問い合わせ先

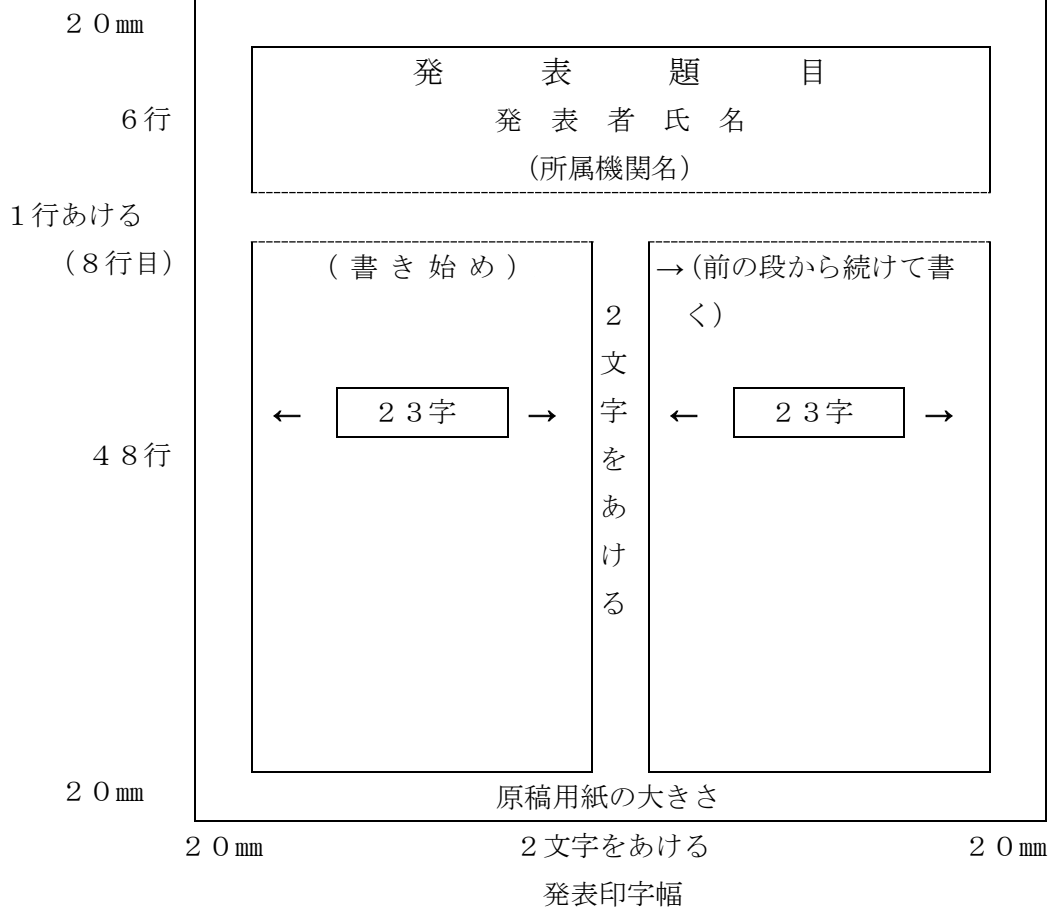
身体障害者リハビリテーション研究集会 2017 大会事務局
〒467-8622

愛知県名古屋市瑞穂区弥富町字密柑山1番地の2
名古屋市総合リハビリテーションセンター
自立支援部 生活支援課 担当：小木曾・杉山
TEL：052-835-4193（直）
FAX：052-835-3745（代）
E-mail：sisetul@nagoya-rehab.or.jp

研究発表原稿作成見本

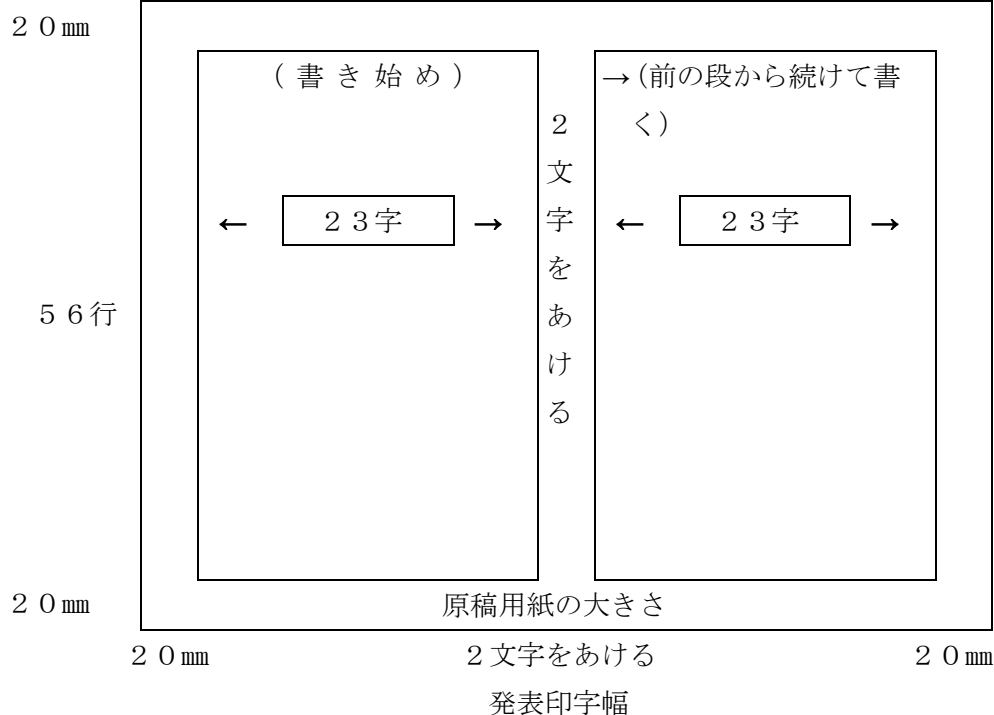
{ 1 ページ目 }

A 4 版縦長・横書き 2 段組



{ 2 ページ目 }

A 4 版縦長・横書き 2 段組



身体障害者リハビリテーション研究集会2017 参加・宿泊等のご案内
(平成29年度更生相談所長等研修会)

- 1 **お申込のご案内** (別紙旅行条件書をご確認の上、お申込ください。)
 参加申込書に必要事項をご記入の上、東武トップツアーズ(株)あてFAXにてお申込み下さい。

★お申込期限:平成29年9月29日(金)★

お申込みいただいた方については、随時回答書及びご請求書を送付いたします。
 届かない場合には、お手数ですがご連絡をお願いいたします。

2 **費用のお支払いについて**

費用のお支払いについては、下記口座までお振込下さい。
 なお、振込手数料はお客様ご負担にてお願いします。

振込先: みずほ銀行 東武支店 当座預金 7771223 東武トップツアーズ(株)名古屋支店

3 『**昼食弁当**』のご案内 (旅行契約には該当しません)

昼食弁当(お茶付¥1,000(税込))をご用意しております。
 当日申込は受付いたしません。必ず、事前申込にてお手続き下さい。

4 『**宿泊**』のご案内 (東武トップツアーズ名古屋支店の募集型企画旅行です。)

この度の研究集会にご参加のため、宿泊を希望される方に、次の通りお部屋をご用意いたしました。

<宿泊日>

平成29年11月8日(水)・11月9日(木) (大会開催日:11月9日(木)・11月10日(金))

- ◆ 名鉄イン名古屋錦(地下鉄「久屋大通駅」より徒歩3分)会場まで地下鉄1駅
 〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目12番22号 TEL 052-951-3434

ホテル・部屋タイプ	お一人様宿泊料金
「名鉄イン名古屋錦」シングル利用	8,000円

※お一人様一泊朝食付・税金サービス料込みの金額です。

(名鉄イン名古屋錦の朝食は、ホテルによる無料サービスです。)

※部屋数には限りがあります。ご希望にそえない場合があります。

また、ホテル及び部屋タイプの変更が生じる場合がございますので予めご了承下さい。

※設定ホテルが満室となりましたら、ご希望により代替施設のご案内を承ります。

※最少催行人員は1名様からとなります。

※添乗員は同行いたしませんので、ご自身でのチェックインとなります。

<ホテル地図>

- ◆名鉄イン名古屋錦



5 『意見交換懇親会』のご案内(旅行契約に該当しません)

11月9日(木)に意見交換と懇親を兼ねた夕食会が催されます。
ウィルあいち(愛知女性総合センター、B1クローバーカフェ)にて
立食buffet形式・飲み物付き¥5,000となっています。
会場の都合上、事前申込受付といたします。ふるってご参加下さい。

6 お申込後の『変更・取消』について

取消・変更は、申込書控に変更内容がわかるよう記入し、FAXによりご連絡下さい。
参加者の都合による取消の場合は下記の取消料を申し受けます。
(取消し日は、FAX受信日時を基準とします。返金は大会終了後1ヶ月以内に
手続きさせていただきます。)

◆大会参加費の取消しについて

お申込締切(9/29)後は、取消しの場合でもお支払いいただきます。
その場合は、後日、発表集録を送付いたします。

◆懇親会参加費の取消しについて

お申込締切(9/29)後は、取消しの場合でもお支払いいただきます。

◆宿泊における取消料規定について

宿泊について契約成立後に解除される場合は、1泊ごとに下記の取消料を申し受けます。

取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降の解除	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降の解除	旅行代金の30%
旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除、または、無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

※ご宿泊当日12時までに取消の連絡がない場合は、無連絡不参加として取り扱い
100%の取消料を申し受けます。

◆昼食弁当における取消料規定について

取消日	取消料
旅行開始日の2日前までの取消	無料
旅行開始日の前日以降の取消	100%

7 お申込・お問合せ先

【旅行企画・実施】

東武トップツアーズ株式会社 名古屋支店

観光庁長官登録旅行業第38号

(一社)日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-18-25 丸の内KSビル11F

TEL:052-232-1091 FAX:052-232-1968

営業時間 平日9:00~18:00 土日祝日:休業

総合旅行業務取扱管理者:坂本 光史

担当:足立 見月・鈴木 武

(承認番号:客国17-307)



旅行業公正取引
協議会 会員



旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社名古屋支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1、お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間でを行います。
- (2) 所定の申込書によりお申込みください。
- (3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。
- (4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「申込要項1,2」の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3、旅行代金に含まれるもの

お申度をいただきます項目（宿泊代・昼食代・参加費・懇親会費）となります。それ以外の費用はお客様負担となります。

4、旅行内容・旅行代金の変更

- (1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。
- (2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増える場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5、旅行契約の解除

- (1) お客様は、「申込要項」の記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。
- (2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。
- (3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰りにあつては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6、旅程管理及び添乗員等の業務

- (1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお

渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7、当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、当社又は手配代理者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）
- (2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞り時間の短縮

8、旅程保証

- (1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

- (2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体

- (2) 契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

- (3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外来の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10、お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けけます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めな

ればなりません。

- (3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11、個人情報の取扱い

- (1) 当社は、申込みの際提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、申込みの旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内及び当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内で、当社と個人情報の取扱いについて契約を締結するそれら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・外務省その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。このほか、当社では旅行を実施する上で必要な手配を行うため、提携先に個人情報を預託することがあります。また、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想の提供やアンケートのお願いなどのためにお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

- (2) 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、又は個人情報の開示、訂正、削除等については、当社所定のお手続きにてご案内いたしますので、取扱店の顧客個人情報取扱管理者へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13、その他

- (1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (2) この旅行条件・旅行代金は29年6月12日現在を基準としております。

●お申込み・お問い合わせ

【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号



名古屋支店

名古屋市中区丸の内2-18-25

丸の内KSビル11階

電話番号 052-232-3345

FAX番号 052-232-3356

営業日：月～金 営業時間：9:00～18:00

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ポンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：坂本 光史

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(H28.5版)

東武トップツアーズ(株)名古屋支店 行

FAX:052-232-1968

◎申込日 月 日

身体障害者リハビリテーション研究集会2017 参加・宿泊等申込書
(更生相談所長等研修会)

お申込締切日 9月29日(金)
NO. 複数枚の場合ご記入下さい

都道府県名	フリガナ 所属名	施設 種別
フリガナ	フリガナ	
申込担当者 氏名	関係書類の送付先 <small>※郵便番号は正確にご記入下さい</small>	(〒 -) 区・町 郡・市 村
TEL: () -	* 旅行手配に必要な範囲内での大会事務局・宿泊機関等への個人情報の提供について、 同意のうえ、以下の通り申し込みます。	
FAX: () -		

当 社 使 用 欄	受付NO. 月 日 NO.
-----------------------	---------------------

※太線内をすべてご記入下さい。不要項目にはX印をご記入下さい。必ず控え<コピー>をお残し下さい。

NO.	フリガナ 氏名 (年齢)	性 別	役職名(職種)	参加費 6,000円	研究発表 ※記載必須	懇親会 5,000円	宿泊希望(名鉄イン名古屋錦)		昼食弁当希望	合計金額	備考
							11月8日(水)	11月9日(木)	11月9日 1,000円(お茶つき)		
例	ナゴヤ タロウ 名古屋 太郎 (40)	男	所長(医師)	○	II	○	○	○	○	28,000 円	車イス 利用
1	()	男 女								円	
2	()	男 女								円	
3	()	男 女								円	
4	()	男 女								円	
5	()	男 女								円	
備考欄									総合計金額	円	

- ※ 申込書に必要事項を記入し、東武トップツアーズ(株)宛にFAXにてお申込ください。
- ※ 欄が不足の場合にはコピーしてご利用下さい。
- ※ 研究発表の欄には、ご参加になりたいテーマをお選び下さい(記載が無い場合、確認のご連絡をする場合があります。)
- ※ お申込後に変更、取消が生じた場合は、お手数でもお申込時の参加申込書を訂正し、FAXにてご連絡ください。
- ★ お申し込み後、随時、弊社よりホテル回答及びご請求書をお送りいたします。

----- 弊社記入欄 -----

決定ホテル	
-------	--

＜申込書送付先・問い合わせ先＞
〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内2-18-25丸の内KSビル11F
東武トップツアーズ(株)名古屋支店
「身体障害者リハビリテーション研究集会2017」係
TEL:(052)232-1091 担当:足立・鈴木